

NEWS

しっかり市民派・ずっと無党派

未来にまっすぐ



吹田市議会議員いけぶち佐知子 通信

ブログ「未来にまっすぐ」 <http://blog.goo.ne.jp/gogonet21>

いけぶち佐知子事務所 〒565-0851 吹田市千里山西 5-2-5 アクネビル

TEL/FAX 06-4861-7418 ikebuchi@office.email.ne.jp

2013年 1月号

政務活動費～説明責任が果たせるか～

「調査」が「活動」に変わっただけではありません。「名前が変わる＝内容が変わる」ということです。

地方自治法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 72 号)が平成 24 年 9 月 5 日に公布され、吹田市議会でも 12 月議会で「吹田市議会政務調査費の公費に関する条例」を改正することになりました。

地方自治法の一部改正のうち政務活動費に関する改正点は以下の通りです。

1) 名称変更

「政務調査費」→「政務活動費」

2) 交付目的の拡大

「議員の調査研究」→「議員の調査研究その他の活動に資するため」

3) 経費の範囲

政務活動費の範囲を条例で定める

4) 透明性の確保

議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めること

議会運営委員会で条例改正案について協議され、いけぶちの所属する会派「すいた市民自治」は委員会に入っていないため、議会事務局を通じて条例改正案に対する以下の意見を委員会に伝えていました。

1) 名称変更や公布目的の拡大については、地方自治法の改正によるものであるため、了解する。

2) 経費の範囲については、これまで吹田市議会では認めていなかった事務所費や陳情費を加えることについて十分な協議が議会内でできていないため、これまでの政務調査費の経費の範囲に留め、今後の協議の結果、必要であれば変更する。(裏面に続く)

いけぶち佐知子 プロフィール

1957年 和歌山県生まれ。万葉集に出てくる妹背山や有吉佐和子の著書にもある紀の川のそばで生まれました。三人姉妹の真ん中。

1975年 国立大阪大学薬学部に入学生、2 回生からは吹田市朝日町に。

1979年 大学を卒業後、製薬会社に勤務。

1982年 退社。子育てしながら医薬文献調査の在宅勤務。

1983年 千里山高塚に住む。

1992年 吹田市立女性センター(現男女共同参画センター)の講座マニアに。

1994年 約 80 倍の難関を突破し、同センターの非常勤職員として再就職。講座の企画運営を担当。社会教育主事資格取得(佛科大学通信課程)。

1999年 吹田市議会議員選挙に初挑戦、2764 票いただき当選。

以来、2003 年、2007 年、2011 年と連続 4 回当選。無党派市民派議員として活動中。曲がったことが嫌いな、まっすぐ人間。モットーは「行動すれば きっと変わる。」

いけぶち佐知子事務所 千里山まちかどサロン



月～金 10時～15時

お気軽にお越しください。

(表面のつづき)

議会運営委員会でも一党派は私たちと同じ意見でしたが、他の会派の委員は経費の範囲を広げること賛成しました。

そこで、議会運営委員会提案ではなく、議員提案で条例提案することになり、私たちはその条例改正案(A案)に反対するしかないと思っていました。しかし、対案も出さずに反対するのはよくないと考え、私たちも対案として、名称など必要最小限の改正はするが、経費の範囲はこれまでの吹田市議会の政務調査費と同じにする条例改正案(B案)を提案しました。

12月25日、12月議会最終日、A、B両改正案を続けて提案し、私はA案に対する反対意見を述べました。結果としては、もともとA案に賛成する会派、議員数は多かったのですが、賛成多数でA案が可決され、自動的に私たちが提案したB案は審議未了ですが廃案となりました。

すいた市民自治としてA案に対して反対討論した概要は以下の通りです。



1) 政務調査費の現状

「政務調査費」は、議員への第二の報酬とも呼ばれ、全国で住民訴訟も行われ、判決で目的外使用だとして返還命令が下されている例がある。

吹田市議会の場合は、すべて領収書など支出を証明するものが必要となっており、使途基準も随時、透明性と説明責任を果たせるよう、見直されている。また、現在、議会改革特別委員会の検討項目として政務調査費が上がっている。

2) 政務活動費として改正する変更点

Aの提案は、現在の使途基準では認められていなかった「要請・陳情活動費」と「事務所費・家賃の3分の1で上限月額5万円」が加えられている。

3) 議会ですら議論できていない

議会運営委員会はもちろん、議会改革特別委員会でも議論していない。本当に追加しなければならないかどうかの議論もなく、提案されることについて異議がある。

4) ダブルスタンダードになっていないか

私たち議員は議会に提案された執行部からの条例改正案を審議、審査するとき、どのようにしているのか。

たとえば、国の法律改正による規程整備の改正の場合を除きますが、条例改正案を提案するまで、何も検討会議を開いていません。政策会議のような庁内会議も開いていません。だから議事録もありません。もちろん市民へ説明もしていませんし、パブリックコメントのような市民意見の聴取もしていません。けれど提案しますから、承認してください。と言われて、「はいわかりました。承認します」となるか。

議論もせず、市民に説明もせず、市民からの意見聴取もせず、そんな条例改正は認められない、と言わないのか。

今回のA案はどうなのか。

5) ダブルスタンダードではないのか

もし「要請・陳情活動費」と「事務所費」を追加しても、使わないからいいじゃないか、ではない。使うか使わないかではなく、条例として追加する必要があるかどうかではないか。追加することが市民に説明し納得していただけるかどうかではないか。

先ほどの例え話でいえば、条例改正案に追加したところがありますが、実際には適用しない条文ですので気にしないでくださいと執行部から言われて、はいそうですか、になるのか。

実際には適用しないのであれば、その条文は削除して提案するように執行部に言わないのか。

以上、議会での十分な議論なく、「要請・陳情活動費」と「事務所費」の追加を含むA案には賛成できません。



<参考>

- 新潟市議会では議長の私的諮問機関として、議会の各会派から選出されたメンバーによる「政務活動費検討会」を設置し、議論されている。
- 浜田市議会では使途基準の詳細について、今後、議会内で議論し決めて行く事となっている。